

改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

令和5年4月1日

1.労働者派遣事業に関する情報

事業所名称	アスケット株式会社（許可番号：派28-302034）			
事業所の所在地	神戸市中央区三宮町1丁目1番1号 新神戸ビル 4階			
派遣労働者数 （2023年4月1日現在）	派遣先事業所数 （2023年3月31日時点）	労働者派遣に関する料 金の額の平均額 （2023年3月31日時点） （1日（8時間）当たりの額）	派遣労働者の賃金の 額の平均額 （2023年3月31日時点） （1日（8時間）当たりの額）	マージン率 （2023年3月31日時点）
77人	31件	13,132円	9,749円	25.75%

令和4年8月1日新設事業所

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率＝	$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$ （当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
--------	---

マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求はできません）
会社運営諸経費	車両・オフィス賃借料、募集費等
	営業・内勤スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・事務所費・通信費等
	派遣スタッフの募集にかかる求人媒体費（紙面及びWEB等）・送迎車の費用等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2.教育訓練に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用教育訓練	雇入時	OJT	無償	有給
リーダー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
ドライバー研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 氏原 大空 電話番号：078-335-1070

3.労働者派遣法第30条4第1項の労使協定を締結しているかの否かの別等

・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているかの否か 締結している ・締結していない

4.その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

・社員の送迎バスあり